

## 第26回 議会報告会 ～市民との意見交換会～ 開催

日時 平成30年11月10日(土) 午後1時30分～3時30分

会場 中央公民館 1F 大会議室

主催:知立市議会

### 《第1部》議会報告

・常任委員会報告(予算・決算委員会の分科会報告も併せて行います。)

- ①企画文教委員会
- ②市民福祉委員会
- ③建設水道委員会

### 《第2部》市民との意見交換(質疑応答、自由討議)

## 市議会を見てみよう!

### 議会で

12月定例会日程  
開会は午前10時からです

日	月	火	水	木	金	土
11/25	26	27	28	29	30	12/1
	議会運営委員会					
2	3	4	5	6	7	8
	本会議 (開会・提案説明)		本会議 (一般質問)	本会議 (一般質問)	本会議 (一般質問)	
9	10	11	12	13	14	15
		本会議(質疑) 予算・決算委員会		市民福祉委員会、 予算・決算分科会	建設水道委員会、 予算・決算分科会	
16	17	18	19	20	21	22
	企画文教委員会、 予算・決算分科会	予算・決算分科会 (予備日)		予算・決算委員会 議会運営委員会	本会議 (討論・採決・閉会)	
23	24	25	26	27	28	29

### テレビで

12月定例会の一般質問が放送されます

- 12月12日 (12月5日の質問)
- 12月17日 (12月6日の質問)
- 12月20日 (12月7日の質問)



### ネットで

知立市議会

検索

## 編集後記



知立市マスコットキャラクター  
「ちりゅっぴ」

平成30年8月26日より、新任期が始まりました。新人議員8人を含む20人が一致協力して、市民に開かれた信頼される議会運営に邁進していく決意です。市民の皆様の深いご理解と、引き続きのご支援・ご協力をお願いします。

代表民主制で最も大切なことは、民意の尊重であり、議会基本条例にも明記しています。議会の制度や運営、行われている内容を知っていただき、多様な意見を制度や政策に反映できるように、今後ともより一層、情報の開示・提供の充実に努めてまいります。そのためにも、市議会だよりは重要で、わかりやすく多くの情報を提供できるように、より良い紙面づくりに全力で取り組んでいきます。これからも、色々なご意見をお寄せください。お待ちしております。

## 議会豆辞典

### 自治基本条例

自治基本条例は、地方公共団体の組織・運営の基本原則を定めるもので、地方公共団体の憲法などともいわれている。2002年12月に、北海道のニセコ町で、「まちづくり基本条例」が制定されて以来、地方分権の流れの中で、各地で制定されてきている。

もともと、地方公共団体の組織や運営のあり方そのものは、憲法や地方自治法で定められているので、自治基本条例がなくても特段の不都合があるわけではない。また、地方公共団体の憲法といっても、条例であることに変わりはなく、憲法や法令の範囲内でしか規定を置くことはできない。

その意味では、自治基本条例が定着するかどうかは、どれだけそれに相応しい内容を定め、またそれによって、住民と協働して地域の自主性や独自性を発揮していけるのか、それぞれの地方公共団体の姿勢と努力にかかっているといえる。

(出典 地方自治法基本解説より)

知立市では、平成17年度より「知立市まちづくり基本条例」を施行している。

市議会だよりについて  
ご意見、ご要望を  
お聞かせください

発行 知立市議会

編集 市議会だより編集委員会 知立市広見三丁目1番地

TEL(0566)95-0137 FAX(0566)83-5565

E-mail : gikai@city.chiryu.lg.jp

～表紙の写真も募集しています～